

8 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

弁護士 茶木 真理子

Q8-1 被相続人の親族の特別寄与制度

私は、長男の嫁として、5年前に脳梗塞で倒れた義理の父の介護を在宅で行ってきました。先日、義理の父が他界したのですが、長男である私の夫は義理の父よりも先に他界しています。また、私と夫との間には子がいません。

今回の相続法改正で、相続人以外の親族が被相続人に貢献をした場合、その貢献を考慮するための新しい方策が設けられたと聞きましたが、概要を教えてください。

A8-1

旧法には、病氣療養中である被相続人の介護を行うなど、被相続人の財産の維持または増加に特別の寄与をした者がいるときに、この寄与を考慮して相続分の算定を行うという、寄与分の制度があります。しかし、旧法では、寄与分は相続人にしか認められていません。新法では、相続人以外でも、特別の寄与をした被相続人の親族は、寄与に応じた額の金銭(「特別寄与料」)の支払を請求できるようになりました。

解説

1 被相続人の財産の維持または増加に特別の寄与をした相続人については、相続人間の公平を図るべく、寄与分が認められる(民法904条の2)。

旧法下では、寄与分を受ける資格は、相続人に限定されている。ただし、旧法下でも、相続人以外の者の寄与を、相続人の履行補助者による寄与と評価して、相続人の寄与に含める形で評価する方法により解決が図られてきた。

2 しかし、Q8-1の事例のように、相続人である夫が被相続人よりも先に死亡し、子等の代襲相続人もいないような場合には、妻にいくら寄与行為があってもこれを考慮することができない。被相続人との関係性が近ければ近いほど、有償契約を締結する等の生前の対応も困難である。

そこで、新法では、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策として、新たな規律(新法1050条)が

設けられることとなった。すなわち、被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした被相続人の親族(以下「特別寄与者」という。)は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(以下「特別寄与料」という。)の支払を請求することができる(新法1050条1項)。なお、この特別寄与制度は、2019年7月1日以降に発生した相続に適用される。

Q8-2 特別寄与料の請求が認められるための要件

私は、義理の父の相続人に対し、特別寄与料の請求をしたいと思いますが、私のQ8-1のようなケースで請求が認められることはあるでしょうか。

A8-2

特別寄与料の請求が認められるためには、①被相続人の親族であること、②無償で労務提供による特別の寄与行為をしたこと、③②により被相続人の財産が維持され、または増加したことという3つの要件を充たす必要があります。よって、あなたの場合、三親等内の姻族として被相続人の親族にあたりますので、あなたの貢献が②及び③に該当すると判断されれば、特別寄与料の請求が認められる可能性があります。

解説

1 請求権者(要件①)

特別寄与料の請求ができる被相続人の「親族」とは、民法725条が定める「六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族」であって、相続人でない者に限定されている。配偶者は常に相続人となるので、新法1050条の「親族」から配偶者は除かれる。また、六親等内の血族や三親等内の姻族に該当する者であっても、相続の放棄をした者、相続欠格または廃除によって相続権を失った者は除かれる。

2 「無償」(要件②)

「無償」とは、労務の対価を得ている場合を除く趣旨である。契約や遺言で被相続人が特別寄与者に何らかの利益を与えている場合は、「無償」にはあたらない。ただし、対価が低廉の場合には、「無償」と評価したうえで、特別寄与料の額を定める際に「一切の事情」(新法1050条3項)として考慮すればよいという見解もある¹。

3 「特別の寄与」(要件③)

相続をめぐる紛争がより一層複雑化、長期化することを避けるため、寄与行為の態様は、無償の労務

提供に限定されている。よって、寄与分とは異なり、家業従事型、療養看護型、扶養型の寄与は含まれるが、金銭等出資型の寄与は排除される。

いかなる場合に「特別の寄与」と言えるのかについては、寄与分とは解釈が異なるとされている。すなわち、寄与分のように、相続人という身分関係に基づいて通常期待される程度の貢献と対比してこれを超えるものとするのではなく、「貢献の程度が一定程度を超えることである」²、「その者の貢献に報いるのが相当と認められる程度の顕著な貢献があったことを意味する」³などとされている。

4 「被相続人の財産の維持または増加」(要件③)

現行の寄与分では、相続人の行為によって、その行為がなかったとすれば生じたはずの被相続人の積極財産の減少や消極財産(債務)の増加が阻止され、またはその行為がなかったとすれば生じなかったはずの被相続人の積極財産の増加や消極財産の減少がもたらされることが必要とされている⁴。この要件は特別寄与制度でも維持されている。よって、例えば、親族の療養介護により、職業介護者に支払うべき報酬等の費用の出費を免れたというような結果が必要となる。

5 効果

以上の①～③の要件を全て満たした場合には、特別寄与者には相続人に対する金銭請求権が認められることになる。しかし、これは相続人固有の債務であるから、被相続人の遺産分割協議に特別寄与者が参加できるわけではない。

相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に当該相続人の法定相続分または指定相続分を乗じた額を負担する(新法1050条5項)。特別寄与料の上限は、相続財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない(新法1050条4項)。遺言で特別寄与料を排除することはできないが、遺贈の対象とされる財産が大きければ特別寄与料を排除することが可能である⁵。

Q8-3 特別寄与料の請求方法

私が義理の父の相続人に対し特別寄与料の請求を行う場合、具体的にどのような方法ですればよいのですか。

A8-3

まずは、相続人との間で協議をします。協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、

家庭裁判所に対し協議に変わる処分を請求します。

なお、Q8-2の解説で述べたとおり、相続人に対する特別寄与料支払請求権は、現行の寄与分とは異なり、遺産分割とは無関係な権利であるため、あなたが被相続人の遺産分割調停や審判に参加することはできません。

解説

特別寄与料の支払について、当事者間で協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる(新法1050条2項)。請求を受けた家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める(新法1050条3項)。

この特別の寄与に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所が管轄裁判所となる(改正家事事件手続法216条の2)。寄与分の審判事件については、家事事件手続法191条2項により、遺産分割審判事件が係属している裁判所で併合審理されることになっているが、特別の寄与に関する審判事件については同様の規定は設けられなかった。

あわせて、審判に対する即時抗告(改正家事事件手続法216条の4)や保全処分(同法216条の5)の規定も設けられた。

なお、特別寄与者は、特別寄与料の請求に代えて、委任または準委任契約に基づく費用償還請求権(民法650条1項)や事務管理を理由とする有益費用償還請求権(同702条1項)、不当利得返還請求権(同703条、704条)を主張して訴訟を選択することも可能である。

Q8-4 権利行使の期間

義理の父が他界してから既に1年半が経過してしまいましたが、今からでも特別寄与料の請求はできるのでしょうか。

A8-4

できません。特別寄与料の請求については、比較的短期の期間制限が設けられていますので、注意が必要です。

解説

特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月を経過したとき、または相続開始の時から1年を経過したときは、特別寄与料の支払請求はできなくなる(新法1050条2項)。Q8-4の事例では、いずれの期間も経過しているため、特別寄与料の請求はできない。

このように、比較的短期の除斥期間(6か月又は1年)が設けられることになったのは、無償で労務提供を行っている特別寄与者は、被相続人との関係性等から、比較的容易に被相続人の死亡の事実を知ることができる一方で、早期に法律関係を確定させる必要性を踏まえてのものである。

- 1 堂園幹一郎ほか「特集 民法(相続法)改正について」自由と正義第69巻第12号31頁
- 2 前掲*1 32頁
- 3 堂園幹一郎ほか「改正相続法の要点(4・完) - 金融実務に関連する項目を中心に -」金融法務事情2105号38頁
- 4 片岡武ほか「第3版 家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務」310～311頁
- 5 前掲*1 32頁